

静岡県告示第68号

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年静岡県告示第828号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第4 支給対象者</p> <p>給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、町の区域に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であるものとして知事が別に定める者であること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第7 対象講座指定の申請</p> <p>第3の給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）</u></p>	<p>第4 支給対象者</p> <p>給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、町の区域に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第7 対象講座指定の申請</p> <p>第3の給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類</u></p>

(5) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）

(6) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）

第9 支給の申請

第3の給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

第9 支給の申請

第3の給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(イ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(f) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(g) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(k) 第8に係る通知書の写し

(l) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ（略）

(2) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ)（略）

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合

(f) 第8に係る通知書の写し

(g) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ（略）

(2) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ)（略）

(イ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)

(f) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(g) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(h) 第8に係る通知書の写し

(i) 支給申請者が対象講座の受講を修了したことを、受講施設の長が認定した証明書

(k) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ（略）

(3) 合格時給付金

(f) 第8に係る通知書の写し

(g) 支給申請者が対象講座の受講を修了したことを、受講施設の長が認定した証明書

(h) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ（略）

(3) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(ロ) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限り、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(ハ) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限り、）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(ニ) 第8に係る通知書の写し

(ホ) 文部科学大臣が発行する合格証書の写し

ア 提出書類 各1部

(ア)～(ウ) (略)

(イ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(ロ) 第8に係る通知書の写し

(ハ) 文部科学大臣が発行する合格証書の写し

イ（略）

イ（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

受講対象講座指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者氏名

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

1 親の氏名	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生（ 歳）
2 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生（ 歳）
3 住所	(〒 -)		電話 () -
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
	(受講方法) 通信制 ・ 通学制 ・ 通学及び通信制の併用		
6 受講科目			
7 試験免除科目			
8 受講期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
9 所要費用 (予定)	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
10 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等に係る給付を受けたことが ある ・ ない		
備考			

(添付書類)

- 1 親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者氏名

受講開始時給付金

受講修了時給付金 の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

合格時給付金

1 親の氏名	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生（ 歳）
2 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生（ 歳）
3 住所	(〒 -)		電話 () -
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
	(受講方法) 通信制 ・ 通学制 ・ 通学及び通信制の併用		
6 受講科目			
7 試験免除科目			
8 受講期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
9 所要費用	入学料 円、受講料 円		合計額 円
10 支払金融機関	金融機関名	普通 ・ 当座 ・ その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
備考			

(添付書類)

- 1 親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 4 受給対象講座の指定の通知書の写し
- 5 受講修了証明書 (※受講修了時給付金を申請する場合に限る。)
- 6 受講経費についての領収書 (※受講開始時給付金及び受講修了時給付金を申請する場合に限る。)
- 7 文部科学大臣発行の合格証書の写し (※合格時給付金を申請する場合に限る。)

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。
- 2 令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。
- 3 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6(1)イの受講修了時給付金及び同(1)ウの合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同(1)イの「50パーセントに相当する額からアとして支給した額を差し引いた額」を「20パーセント」に、同(1)ウの「10パーセント」を「40パーセント」に読み替えて支給するものとする。
- 4 令和4年3月31日までに修了した講座に係る第6(1)イの受講修了時給付金及び同(1)ウの合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同(1)イの「50パーセントに相当する額からアとして支給した割合を差し引いた割合」を「40パーセント」に、同(1)ウの「当該10パーセントに相当する額とア及びイ」を「当該10パーセントに相当する額とイ」に読み替えて支給するものとする。
- 5 この告示の施行の際現に改正前のひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の様式により提出されている申請書は、改正後のひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。